

総社市就学援助規則第3条第1項第2号ウに定める需要額は、別表1に掲げる額の合計とする。

別表1

区分		算出方法
年齢別基準額		別表2における各世帯員の年齢に応じた額の合計額とする。
人数加算		別表3の世帯人数に応じた額とする。
教育加算	小学生	支給対象となる小学生の人数に118,600円を乗じて得た額とする。
	中学生	支給対象となる中学生の人数に153,600円を乗じて得た額とする。

別表2

年齢別基準額	
年齢	基準額
0～2歳	246,900円
3～5歳	311,200円
6～11歳	402,400円
12～19歳	497,000円
20～40歳	475,500円
41～59歳	450,900円
60～69歳	426,300円
70歳～	381,900円

別表3

人数加算	
世帯員数	基準額
1人	1,104,100円
2人	1,173,200円
3人	1,249,200円
4人	1,285,400円
5人	1,304,600円
6人	1,323,800円
7人	1,458,300円
8人	1,477,500円
9人	1,496,700円
10人	1,515,900円
11人	1,535,100円
12人	1,554,400円
13人	1,573,600円
14人	1,592,800円
15人	1,612,000円
16人	1,631,200円
17人	1,650,500円
18人	1,669,700円
19人	1,688,900円
20人	1,708,100円